

# 論文の要旨

氏名 井上 一洋

論文題目 憲法上の平等原則と司法審査基準の適用をめぐる法的諸問題について

## 論文の要旨

日本国憲法は、81条において、「最高裁は、一切の法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する終審裁判所である」と定め、裁判所に司法審査権の行使を認めている。さらに、最高裁は、昭和27年の警察予備隊違憲判決において、「司法権が発動するためには具体的な争訟事件が提起されることを必要とする」と判示し、憲法81条は、アメリカ型の付随的違憲審査制を採用したものであることを宣言した。裁判所は、具体的な事件の解決に必要な場合に限り、司法審査権を行使し、法律や行政処分の憲法適合性を審査するのである。ところが、日本国憲法は、司法審査の方法や基準について、具体的な規定を定めていない。そのため、実際の裁判において、どのような司法審査を行うのかは裁判所の裁量に委ねられている。

ある法律の規定が憲法14条の平等原則に違反するか否かを審査する際、最高裁は、いわゆる「合理性の基準」を適用して判断を下している。この「合理性の基準」の下では、当該立法目的の合理性や右立法目的とそれを実現するための手段との間の合理的関連性を裁判所は検証し、違憲か合憲かの判断を下す。このような審査の方法は、そもそもある法律の規定が合理的なものといえるか否かを判断するものであり、平等原則固有の判断基準を何ら示していないという批判がある。

近年、憲法14条1項後段が列举する「人種、信条、性別、社会的身分、門地」などの事由は、より厳格度の高い司法審査基準に服さしめるべきであるという学説が有力となっている。そして、平等原則違反を理由とする最高裁の違憲判決には、米連邦最高裁の判例理論を範とした厳格な司法審査基準の適用を想起させるものが現れるようになっている。そこで、第一部では、憲法上の平等原則違反が問題となった主要な日本の最高裁判例を概観した上で、米連邦最高裁の判例理論との比較の観点から、平等原則の下での司法審査基準について検討を行った。その結果、憲法上の平等原則違反が争われた近年の日本の最高裁判例において、米連邦最高裁の判例理論の影響が顕著であることが判明した。

たとえば、平成17年の在外国民選挙権制限違憲判決において、最高裁が「やむを得ない

事由がある場合」でなければ、在外国民の選挙権は制限されないと判示している点は、選挙権という基本的権利の制限につき、厳格審査基準の適用を求める米連邦最高裁の判例理論を想起させる。また、平成 20 年の国籍法違憲判決、平成 25 年の非嫡出子法定相続分差別違憲決定において、最高裁は、「合理性の基準」の適用を示唆しながらも、当該立法が採用する嫡出性という区別事由に着目し、「子にとっては自ら選択ないし修正する余地のない事柄を理由としてその子に不利益を及ぼすことは許されない」と指摘して、厳格な司法審査を行ったが、それは、米連邦最高裁の「疑わしき分類」の理論を彷彿とさせる。さらに、平成 27 年の再婚禁止期間違憲判決において、最高裁が「婚姻をする自由」の基本的権利性について指摘している点についても、米連邦最高裁の判例理論を連想させる。このように、近年の日本の最高裁は、「合理性の基準」の基本的枠組みを維持しながらも、立法裁量を最大限尊重するような司法審査を行わず、事実上、米連邦最高裁の判例理論にいう中間審査基準にあたるより厳格な司法審査基準を適用しているように思われる。ところで、Kenneth L. Karst は、憲法上の平等原則の実体的価値を正しく認識することによって、はじめ「疑わしき分類」の理論に基づく司法審査を裁判所は行うことができると説く。このような Karst の学説に依拠すれば、平成 20 年の国籍法違憲判決、平成 25 年の非嫡出子法定相続分差別違憲決定、平成 27 年の再婚禁止期間違憲判決において、最高裁は、憲法 14 条 1 項の平等原則の実体的価値を十分認識していたと評価できるのではないであろうか。

また、2013 年の Windsor 判決をはじめ近年の米連邦最高裁判例においては、「合理性の基準」を適用した場合でも議会の議事録やさまざまな社会科学的データといった客観的な証拠に基づき立法事実を検証し、当該立法を違憲とする判例が認められるが、平成 20 年の国籍法違憲判決、平成 25 年の非嫡出子法定相続分差別違憲決定、平成 27 年の再婚禁止期間違憲判決において、日本の最高裁は、立法事実の変遷の検証につき、客観的な証拠に依拠した検証が不十分であるという印象を受ける。この点は、今後、日本の最高裁が取り組むべき課題であろう。

ところで、憲法 14 条の起草にも大きな影響を与えたとされる合衆国憲法の平等保護条項は、1861 年のアメリカ南北戦争後にかつて奴隷であった黒人やその子孫たちを保護するために制定された。しかし、その後、合衆国憲法の平等保護条項は、人種中立的な規定として解釈されるようになり、米連邦最高裁は、人種中立的に合衆国憲法の平等保護条項を解釈するような判例理論を展開するようになった。そして、過去の人種差別による弊害を是正するための措置であるアファーマティヴ・アクションは、人種という個人の能力や資質とは無関係な属性に基づく措置で違憲であると主張され、繰り返し裁判で争われるこ

とになった。そこで、第二部では、アメリカにおけるアファーマティヴ・アクションの合憲性をめぐる判例の変遷を概観した上で、合衆国憲法の平等保護条項の下での司法審査の基準および方法について検討を行った。その結果、近年のアファーマティヴ・アクションの合憲性をめぐる米連邦最高裁判例においては、厳格審査基準の下、道徳的に容認できない隠された不正な立法意図を炙り出すことを目的とした司法審査が行われていることが判明した。

最後に第三部では、平等概念の実体的価値について再検討を行った。「等しきものを等しく扱うべきである」という平等原則は、価値中立的であるとされるが、平等原則違反を争う事件において、裁判所は、何らかの価値判断をしなければならない。その際、裁判所が依拠すべき価値判断の根拠は、憲法の基礎に存在する平等概念の実体的価値に求めなければならない。そこで、平等概念は空虚であると主張する Peter Westen の問題提起をめぐる法哲学的な論争について紹介し、その上で、合衆国憲法の平等保護条項の中核には、「平等な市民的地位の原則」が存在すると説く Karst の学説を中心に合衆国憲法上の平等原則の実体的価値について検討を行った。Karst は、Westen の主張に配慮し、「等しきものを等しく扱うべきである」という一般的な抽象的概念としての平等概念は価値中立的であるかもしれないという。しかし、Karst は、このような一般的な抽象的概念としての平等概念とは異なり、合衆国憲法の平等保護条項には、「平等な市民的地位の原則」が存在すると説くと共に、その中核には「すべての個人が平等の尊厳を有し個人として尊重されること」という価値が存在すると述べ、それこそが平等の実体的価値であると主張する。

以上のようなことを踏まえ、最後に日本国憲法上の平等原則をめぐる学説を検討し、憲法 14 条 1 項の「法の下での平等」の実体的価値について考察を行った。憲法 14 条 1 項は、「法の下での平等」を保障しているが、その規定の性格については、「法の下での平等」を平等原則の保障と理解すべきとする立場と平等権の保障と理解すべきとする立場との間に対立が認められる。しかし、「原則」は「権利」の母体として機能するものであるという Ronald Dworkin の学説に依拠すれば、憲法 14 条 1 項が定める「法の下での平等」の「原則」としての性格を抜きに、平等権そのものが裁判所に対して保護や救済といった法的強制措置の発動を請求しうるような実体的価値を有していると理解することは困難であろう。この点につき、阿部照哉教授と野中俊彦教授は、一般的な平等概念は、「等しきものを等しく扱うべきである」という定式で示されるような価値中立的な概念であるため、たとえ、平等を「権利」として捉えたとしても、憲法 14 条 1 項の定める「法の下での平等」が「原則」としての実体的価値を有さないのであれば、平等権に具体的な権利としての性格を見出すことができず、それゆえ、それは選挙権や財産権のような具体的な権利にはなり得ないと説く。

このようなことから、憲法 14 条 1 項が定める「法の下での平等」は、「原則」としての性格を有すると共に、かかる平等原則から導き出される具体的な権利の保障規定としての性格を有すると考えることができよう。さらに、以上のようなことから、憲法 14 条 1 項が定める「法の下での平等」は、平等原則を保障したものと理解するほうが、より人権保障に資するのではないかと思われる。また、憲法 14 条 1 項の「法の下での平等」の「原則」としての実体的価値は、憲法の基礎に存在する価値から具体的に明らかにされなければならないであろう。そのように考えると、それは憲法 13 条に求めることができ、さらに、それは、すべての個人が「尊厳」を有し、「個人として等しく尊重されること」を意味するように思われる。このように考えると、憲法上の平等原則とは、究極的には「個人の尊厳」と個人の尊厳を侵害してはならないという個人の人格価値に対する等しい配慮、換言すれば、「人格価値の平等」に帰結するのではないであろうか。